

Oracle Information Systems (Japan) G.K. Third Party Terms

この日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（以下「オラクル」といいます）の Third Party Terms（以下「本 Third Party Terms」といいます）へのハイパーリンクの場所が、購入者（以下「お客様」といいます）から権限を付与された代表者による署名された見積／注文書に記載の商品説明において参照されている場合、本 Third Party Terms がお客様による当該商品の使用に適用されます。かかる見積／注文書上でオラクルから購入される商品及びそれに付随する一切のもの（例：ユーザー）に関しては、License Agreement 又は Subscription Services Agreement のいずれも適用されず、本 Third Party Terms の条件のみが適用されるものとします。

背景

(a) サード・パーティは、サード・パーティ・アプリケーションのマーケティング及び頒布のためにオラクルを指名しました。

(b) お客様は、見積／注文書に定めるサード・パーティ・アプリケーション及びそれに付随するサポート・サービスについて、アクセス及び使用を希望するとともに、本 Third Party Terms に基づきサード・パーティ・アプリケーションを使用するためのライセンスに同意します。

1. 定義

「**関連会社**」とは、議決権付株式の過半数保有によるか又は他の何らかの方法で本契約の当事者の経営及び方針について指図し若しくは指図させる権能により、直接的に又は単一若しくは複数の媒介を通じて間接的に本契約の当事者を支配し、本契約の当事者により支配され又は本契約の当事者と共通の支配下にある一切の者をいいます。ただし、かかる支配状態が存している限りとします。

「**エンドユーザー制限**」とは、見積／注文書で明示されたサード・パーティ・アプリケーションの使用に対する一切の制限事項をいいます。これには、(i) お客様によるか又はお客様の指示に基づいて行為をする他の者によるかを問わず、当該サード・パーティ・アプリケーションについてアクセス及び使用することができるユーザーの数に対する制限、及び (ii) サード・パーティ・アプリケーション用に指定されたお客様のデータの保存のためのディスク領域の容量、も含まれます。

「**見積／注文書**」とは、お客様により作成されオラクル（又は場合により再販業者）により受諾された見積書、更新通知書又は注文書であって、本 Third Party Terms 条項に従ってオラクルにより提供されるサード・パーティ・アプリケーションを明記したものをいいます。

「**当初有効期間**」とは、見積／注文書で明記されている、お客様がサード・パーティ・アプリケーションについてのアクセス及び使用の権利を取得した期間を意味します。当該期間は、サード・パーティ・アプリケーションの購入時に有効であったお客様の対象サービス・アカウントのサブスクリプション有効期間の満期と同一のものとします。

「**対象サービス**」とは、NetSuite オンライン・ビジネス・アプリケーション・スイート（オプションとして購入された一切のモジュールも含みます）（以下「NetSuite サービス」といいます）及び／又は OpenAir オンライン Professional Services Automation アプリケーション・スイート（オプションとして購入された一切のモジュールも含みます）（以下「OpenAir サービス」といいます）であって、見積／注文書及び随時発行される後続の見積／注文書においてお客様がオラクルから入手する該当のユーザー・ガイドに記載されているものをいいます。対象サービスには、付随するオフライン・コンポーネントも含まれますが、サード・パーティ・ア

プリケーション、サポート・サービス及びプロフェッショナル・サービスは含まれません。対象サービスについては、ライセンス又はサブスクリプション・サービスに関する別個の契約（以下「License Agreement 又は Subscription Services Agreement」といいます）が適用されるものとし、本 Third Party Terms は適用されません。

「**サード・パーティ**」とは、オラクルから購入したサード・パーティ・アプリケーションのベンダーをいいます。

「**サード・パーティ・アプリケーション**」とは、オラクルにより近時に取得されたオンラインの Web ベース・アプリケーションであって、サード・パーティの再販業者としてのオラクルにより提供されるもの、又は見積／注文書においてオラクルにより明示された他の何らかの態様にて提供されるものをいいます。

2. ライセンスの付与 本 Third Party Terms についてのお客様による遵守、及びサード・パーティ・アプリケーションについての該当の一切の料金（以下「**サブスクリプション料金**」）といいますが、オラクルは、お客様及びその関連会社に対し、サード・パーティ・アプリケーションを以下のとおり使用するための非独占的、譲渡不能かつ取消可能の限定的なライセンスを付与します。

- (a) 使用方法は、インターネットを介しオンラインにて。
- (b) 使用目的は、お客様の内部的業務処理に限定。
- (c) 使用期間は、有効期間中。
- (d) 使用条件としては、エンドユーザー制限を遵守すること。

これに加えて、サード・パーティ・アプリケーションにオフライン・ソフトウェア・コンポーネントが含まれている場合、お客様は、当該コンポーネントについては、該当の Software EULA の条件が適用されることとなる旨を、了承します。Software EULA は www.netsuite.com/termservice（又はこれに類する他のサイト）で参照することができ、後にお客様により当該コンポーネントが注文され又は有効化された際に適用されます。

お客様が追加的な (i) ユーザー、(ii) ストレージ領域、及び／又は (iii) 機能を加えることを必要とするか又は希望する場合、該当の見積／注文書において許可されたものを超える部分について、サード・パーティ・アプリケーションの追加的な使用／機能に関する追加料金お客様に請求されることとなります。支払われるべきいずれの料金についても、お客様の見積／注文書に別段の指定がある場合を除き、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までに支払うものとします。

オラクルの料金には、地方、州、連邦又は外国の租税、徴収金又は公課（性質の如何を問いません。例としては、付加価値税、売上税、使用税又は源泉徴収税も挙げられます）（以下「**税金等**」）といいますが、いずれも含まれていません。お客様は、オラクルの純所得に基づく税金のみを除き、一切の税金等の支払いについて責任を負います。お客様が負担すべき税金等についてオラクルが納付又は徴収の法的義務を負う場合には、管轄税務当局により認められた有効な非課税証明書がお客様からオラクルに提出された場合を除き、該当の金額について、お客様への請求及びお客様による支払いがなされるものとします。

2.1 オラクル再販業者を通じてのサード・パーティ・アプリケーションの調達 お客様によるサード・パーティ・アプリケーションへのアクセス権を、当該サード・パーティ・アプリ

Oracle Information Systems (Japan) G.K. Third Party Terms

ケーションについての請求/料金回収の権限をオラクルから付与された第三者（以下「再販業者」といいます）から調達する場合においては、次の条件が適用されるものとします。

(a) 本条項に定めのある場合を除き、本 Third Party Terms の全ての条件がお客様によるサード・パーティ・アプリケーションの使用に適用されるものとし、(b) お客様は、料金及び/又は税金についてのオラクルへの支払いに関する本 Third Party Terms における別段の定めにもかかわらず、再販業者との間におけるお客様の見積/注文書に基づき、再販業者に対し支払いを行うものとし、(c) 本 Third Party Terms における別段の定めにもかかわらず、オラクルからお客様への料金の返金について定めた条件、又は当該主題に関するオラクルからお客様への通知のいずれも、オラクルとお客様との間においては適用されないものとし、(d) お客様は、本 Third Party Terms と矛盾するか又は本 Third Party Terms に追加して再販業者により行われた言明又は約束に関連する一切の責任について、本書により無条件にオラクルを免責するものとし、(e) お客様は、サード・パーティにサポートを求めないものとし、また、(f) 本 Third Party Terms における「見積/注文書」についてのいかなる言及も、本§2.1 と整合するように解釈されるものとします。これには、（オラクルではなく）再販業者により発行/受諾がなされた見積/注文書も含まれます。

3. 禁止事項 お客様は、次の事項を行わない旨に、同意します。(i) 本 Third Party Terms 及びお客様の見積/注文書において明示的に許可されている場合を除き、サード・パーティ・アプリケーションを使用すること、(ii) デバイス、ソフトウェア又はルーチンのうち、(a) サード・パーティ・アプリケーションのアプリケーション、機能若しくは使用を妨げるもの、又は (b) 何らかのシステム、データ若しくは通信を損ない、不利益な態様で妨害し、不正に捕捉するか若しくは奪うことを目的とするものを、使用すること、(iii) 外部委託、貸与、再販売、再許諾、タイムシェアリング又は他の何らかの方法でサード・パーティ・アプリケーションを第三者と共有すること（サービス・ビューローとしての使用も含みます）、(iv) サード・パーティ・アプリケーションへのログイン・ページのフレーミング又はミラーリングを行うこと、(v) サード・パーティ・アプリケーションの一部である基底となるソフトウェアについて、逆コンパイル、逆アセンブル若しくはリバース・エンジニアリングを行うか、又は他の何らかの方法でそのソース・コードの抽出を試みること、(vi) サード・パーティ・アプリケーションを使用して違法な活動を直接又は間接に支援すること、(vii) サード・パーティ・アプリケーションの可用性、性能若しくは機能性を監視する目的、又は他の何らかのベンチマーキング若しくは競争を目的として、サード・パーティ・アプリケーションにアクセスすること、又は (viii) 第三者による上記のいずれかの実行を許可すること。お客様は、お客様の関連会社及びユーザーによるサード・パーティ・アプリケーションの使用の一切が本 Third Party Terms の条件に適合する旨を、保証するものとします。かかる関連会社又はユーザーのいずれによるいかなる行為又は違反も、お客様による行為又は違反とみなされるものとします。

4. 権利帰属 お客様は、お客様、オラクル及びサード・パーティの間において、サード・パーティ・アプリケーションについての一切の知的財産権に対する一切の権利、権原及び権益について、オラクル、サード・パーティ又はそのライセンサーが単独の帰属先又は保有者である旨に、同意します。本 Third Party Terms に定められている場合を除き、お客様に許諾されたライセンスによっても、明示又は黙示を問わずサード・パーティ・アプリケーションについてのいかなる権利、サード・パーティ・アプリケーションの所有権、又はサード・パーティ・アプリケーションについてのいかなる知的財産権も、移転することはありません。本書において明示的に付与されたものではない権利のいずれも、オラクル及び/又はサード・パーティに留保されるものとします。お客様は、サード・パーティ・アプリケーションに付されている著作権表示、

商標表示その他の財産権表示のいずれについても、削除してはならず、いかなる態様であれ当初の状態から変更してなりません。

5. お客様の責任 お客様は、サード・パーティ・アプリケーションについて、見積/注文書に記載されたサブスクリプション料金を支払うものとします。お客様は、お客様のユーザー・アカウントにおいて生じた一切の活動について責任を負うとともに、(i) お客様のアカウント登録、見積/注文書及び許可ユーザーに関してお客様が提供した情報の正確性及び完全性を維持するものとし、また、(ii) パスワード又はアカウントの不正使用その他の判明済みのセキュリティ侵害又はその疑いの一切について、直ちにオラクルに対し通知するものとします。お客様は、インターネット・アクセス、コンピュータ・ハードウェアその他の機器及びサービスであってサード・パーティ・アプリケーションへのアクセスに必要な一切のものを入手し、維持しかつサポートする責任を負います。サード・パーティ・アプリケーションに提出され保存されている電子的なデータ又は情報（以下「顧客データ」といいます）のいずれも、オラクル及び/又は当該サード・パーティのサーバーに保存されることとなります。顧客データのいずれも、お客様に帰属するものとします。お客様は、顧客データについて単独で責務及び責任を負うものとし、お客様のアカウントを通じて顧客データへのアクセス及び顧客データの管理を統制するものとします。これには、許可ユーザーによるアクセス、及び第三者サービス・プロバイダーであってお客様が起用し、授権し又は確保した者によるアクセスも含まれます。サード・パーティ及び/又はオラクル（場合に応じ該当する方）は、お客様のデータ処理機関として行動するものとし、お客様を代理してお客様の利益のために限りお客様の指示及び指図に従ってお客様の顧客データを処理するものとします。サード・パーティ・アプリケーションに関する責任についてのオラクルによる否認及び制限の一般性を何ら限定することなく、お客様は、サード・パーティによる活動、作為及び不作為の一切についてオラクルが何らの責務又は責任も負わない旨を、明確に了承します。お客様は、該当の地方、州、国及び外国における法律、条約及び規制であってお客様によるサード・パーティ・アプリケーションの使用に関連する一切のものを遵守する必要があります。これには、米国その他における該当の輸出規制、データ・プライバシー、国際通信及び技術データ又はパーソナル・データの送信に関するものも含まれます。サード・パーティ・アプリケーションそれ自体又はサード・パーティにおいてアクセスされるデータのいずれも、かかる輸出管理法令に違反してお客様又はそのユーザーにより直接的又は間接的に輸出又は再輸出がなされてはならず、かかる輸出管理法令により禁止されている目的に使用されてもなりません。

6. オラクルの責任 オラクル及び/又はサード・パーティは、(i) 一切の顧客データを定期的にバックアップし、(ii) 業界標準のセキュリティ措置を講じることに、サード・パーティ・アプリケーションについてのお客様の許可ユーザーのログイン情報（例：ユーザーID 及びパスワード）を機密に保持するとともに、(iii) 本 Third Party Terms に基づくサード・パーティ・アプリケーション及び該当のサービスの提供に際しての自己の権利行使及び義務履行を除くいかなる目的にも顧客データを使用しないものとします。オラクル及びサード・パーティは、サード・パーティ・アプリケーションに関する技術上の問題の特定若しくは解決又は苦情への対応するために、必要に応じてお客様のアカウント及び顧客データにアクセスすることができるものとします。サード・パーティ・アプリケーションの料金が使用量、ユーザー数若しくはユーザー・タイプに基づくものである場合、オラクルは、サード・パーティ・アプリケーションの料金の確定にとって合理的に必要な範囲で顧客データへのアクセス及びその使用を行うものとします。オラクル及びサード・パーティは、顧客データの機密性を保持するために商業上合理的な努力を払うものとします。他のいかなる規定にもかかわらず、オラクル及びサード・パーティは、次のいずれかのために顧客

Oracle Information Systems (Japan) G.K. Third Party Terms

データの開示が合理的に必要であるとの判断をオラクル又はサード・パーティが下した場合においては、顧客データを開示することができるものとします。(a) 法律、規制要件又は法律上若しくは行政上の手続を遵守するため、(b) 本 Third Party Terms を執行するため、(c) 法律の違反又は第三者の権利の侵害となる活動の実施又は支援のためにお客様によりサード・パーティ・アプリケーションが使用されているとの主張に対応するため、又は (d) 必要な限りにおいて、請負業者及びサービス・プロバイダーのうち、当該情報を機密に保持すること及び当該情報の使用を本 Third Party Terms の履行に関連する自己のサービス遂行の促進のみに限定することを義務付けた書面による契約を締結済みである者を、開示先とすると。サード・パーティ・アプリケーションの運用及びアクセスは、オラクル及びサード・パーティの支配を超える多様な要因により妨げられることがあります。オラクル及びサード・パーティは、オラクル又はサード・パーティの合理的支配を超える事由を直接又は間接の原因として生じた本 Third Party Terms における履行遅滞又は不履行に起因又は関連するいかなる費用、損失、経費、損害又は責任についても、責任を負いません。

7. サポート オラクルは、サード・パーティ・アプリケーションについて、オプションとして「有料」のトレーニング・クラス、プロフェッショナル・サービス・コンサルティング及びカスタマー・サポート・サービスを提供します。オラクルは、該当する場合、対応する Estimate/Order Form のサード・パーティ・アプリケーションに対してお客様が購入したレベルのサポートを提供するものとし、お客様は、サード・パーティではなくオラクルに対してサポートを依頼するものとします。

8. 使用状況データ お客様に関する一定の情報（お客様のアカウント情報、許可ユーザーに関する情報、並びにサービス及びサポートに関する情報も含みます）であってお客様へのサード・パーティ・アプリケーションの提供に必要なものに加えて、オラクル及びサード・パーティは、お客様に関する他の情報（サード・パーティ・アプリケーションについてのお客様の使用期間及び使用頻度、閲覧先のページ、検索内容も含みます）その他これらに類する匿名化情報（これらを総称して以下「**使用状況データ**」といいます）を保持し、収集し又は生成することがあります。オラクル及びサード・パーティは、使用状況データを料金決定及び内部的業務処理の目的で使用することができるものとします。その例としては、サード・パーティ・アプリケーション及び追加的サービスの改良、テスト及び提供も挙げられます。オラクル及びサード・パーティは、使用状況データを、集計形式（例：お客様その他の顧客によるサード・パーティ・アプリケーションの使用に基づいて集計されるデータであるが、お客様その他の顧客を特定することができない形式のもの）にて、プロモーション、統計分析、市場分析、財務分析その他これらに類する目的のために使用し開示することができるものとします。

9. 有効期間 本 Third Party Terms は、(i) 本 Third Party Terms を参照先とする見積／注文書をお客様が締結した日、又は (ii) オラクルが提供しているサード・パーティ・アプリケーションの使用をお客様が開始した日のうち、いずれか早い方の日から効力を生じたうえで、本 Third Party Terms に基づく中途終了の場合を除き、当初有効期間及び一切の更新期間（これらを総称して以下「有効期間」といいます）にわたり存続するものとします。対象サービス又はサード・パーティ・アプリケーションについての使用権及びアクセス権をお客様が保持している限りにおいて、本 Third Party Terms は、当初有効期間及び各更新期間の終了時に、その時点で最新の定価にて、その後 12 か月間にわたり、自動的に更新されるものとします。ただし、お客様がオラクルとの間で別段の書面による合意をしたとき、又は更新をしない旨の書面による通知がその時点における該当の期間の満了より 1 日以上前にお客様からオラクルに対して行われたときは、この限りではありません。

10. 契約の終了、終了の効果利用可能な他のいかなる救済手段も制限されることなく、オラクルは、次のいずれかの場合には、即時に、サード・パーティ・アプリケーションへのアクセス権を停止でき、及び／又は本 Third Party Terms を終了させることができるものとします。(a) お客様が本 Third Party Terms の重要条項に違反した場合（かつ当該違反が是正可能なものである場合）において、お客様への書面通知から 30 日以内に当該違反が是正されなかったとき、又は (b) お客様の行為により当該サード・パーティ又はそのサプライヤー及び他の顧客に法的責任が生じるおそれがあるとオラクルが判断したとき。上記にかかわらず、オラクルへの支払金の不払いについては、オラクルは、サード・パーティ・アプリケーションについてのお客様によるアクセス及び／又は使用を停止する前に、お客様に対し 2 回の滞納通知を行うものとし、その 2 回目の通知については、1 回目の通知から 30 日以上の間隔を開けるものとします。サード・パーティ・アプリケーションへのアクセス及びその使用を確保するためのオラクルの権利が当該サード・パーティにより終了された場合、本 Third Party Terms を終了させる契約上の義務をオラクルが負っている場合、又は対象サービスについてのお客様のアクセス権及び使用権が終了した場合には、オラクルは、本 Third Party Terms、及びサード・パーティ・アプリケーションへのアクセス権を、お客様への書面通知をもって、終了させることができるものとします。

本 Third Party Terms の満了若しくは終了の場合、又は有効期間の満了の場合には、本書に基づき許諾されている権利及びライセンスは、自動的に終了するものとし、お客様は、サード・パーティ・アプリケーションの使用を継続してはなりません。また、いずれのサービスに関してであれ、オラクルは、45 日を超えて未払いの状態にある争いのない請求書が存するプロジェクトのいずれについても、作業を停止する権利を留保します。オラクル及び当該サード・パーティのいずれも、本 Third Party Terms の終了に起因又は関連する費用、損失、損害又は責任の一切について責任を負いません。本 Third Party Terms に別段の明示がある場合を除き、オラクル及び／又は当該サード・パーティは、本 Third Party Terms の終了又は期間満了から 30 日を経過した後に、顧客データを回復不能な状態で削除することができるものとします。オラクル又はサード・パーティのいずれも、本 Third Party Terms に基づくサード・パーティ・アプリケーション若しくは顧客データへのアクセス権の終了又は顧客データの削除について、いかなる態様であれお客様に対し責任を負うことはありません。§1、4、10、11、12、13、14 及び 15 は、本 Third Party Terms の終了後も存続するものとします。

11. 補償 オラクルは、お客様へのサード・パーティ・アプリケーションの提供のために必要とされる適切な権利及びライセンスがオラクルにより取得されていない旨を主張内容とする第三者からのクレームに起因して生じた一切の損失、損害、責任又は費用（合理的な弁護士報酬も含みます）について、お客様を防御するとともに、お客様に対し補償を行うものとします。ただし、かかるクレームの一切についてお客様からオラクルに対し速やかに書面による通知がなされることが条件となります。本契約に基づきオラクルがお客様への補償義務を負うこととなる損失、損害、責任又は費用が生じた場合、オラクルは、防御活動及び関連する一切の和解交渉について、単独の管理支配権を有するものとし、お客様は、当該防御活動及び／又はその和解について、オラクルの費用負担によりオラクル及び当該サード・パーティに対し合理的な協力を行うものとします。ただし、お客様は、自己の費用負担により、自前の弁護士を起用して当該防御活動に参加することができるものとします。上記のクレームを原因としてお客様によるサード・パーティ・アプリケーションの使用が現に差し止められた場合、又はかかる差止めのおそれがあるとオラクルが判断した場合には、オラクルは、自己の単独の選択及び費用負担により、(a) 本 Third Party Terms の条件に基づきサード・パーティ・アプリケーションの使用を継続する権利をお客様のために調達するか、又は (b) サード・パ

Oracle Information Systems (Japan) G.K. Third Party Terms

ーティ・アプリケーションを非侵害品となるよう交換し若しくは修正することができるものとし、また、(c) 合理的な努力にもかかわらず上記の選択肢(a)及び(b)のいずれも達成できないときは、オラクルは、サード・パーティ・アプリケーションについて本書に基づくライセンス上の権利及びオラクルの義務を終了させたうえで、サード・パーティ・アプリケーションについて支払われたサブスクリプション料金の未使用分をお客様に返金することができるものとし、

お客様は、第三者からオラクルに対して提起されたクレーム、訴訟、訴え又は法的手続のうち次のいずれかに該当するものに起因する一切の損失について、オラクル及びそのライセンサーを防御するとともに、これらの者に対し補償を行うものとし、(i) 顧客データ、オラクル若しくはサード・パーティのマークを除く何らかの商標若しくはサービス・マーク、又はこれらの何らかの使用が知的財産権その他の権利を侵害するか又は第三者に被害を生じさせている旨を主張内容とするもの、又は(ii) お客様による§3(禁止事項)の違反に起因又は関連するもの。ただし、オラクルにより次の事項が満たされることを条件とします。(a) 当該クレーム、訴訟、訴え又は法的手続についてお客様に対し速やかに通知を行うこと、(b) 防御活動及び関係する和解交渉についての単独の管理支配権をお客様に付与すること、及び(c) 本パラグラフに基づくお客様の義務履行にとって必要な情報及び支援であって合理的に提供可能な全てのものお客様に提供すること。

12. 無保証 オラクル及びサード・パーティは、財務、会計又は法務に関する助言を提供しません。サード・パーティ・アプリケーションにより、サード・パーティ・アプリケーションの潜在的活用方法、又は関連する業界の原則若しくは標準(例: 標準的会計原則など)に関する一般的な情報の提供がなされることがありますが、かかる一般的な情報は、情報提供を目的とするものに過ぎず、会計、規制その他に関する専門的助言として依頼の対象となることを意図するものではありません。サード・パーティ・アプリケーションは、「現状有姿のまま」で提供されるものであって、満足のいく性能、正確性及び成果に関する全てのリスクは、お客様が負うものとし、オラクル及びサード・パーティは、サード・パーティ・アプリケーションの動作においてエラーがなく中断も生じない旨を、保証しません。オラクル及びサード・パーティは、各々、本契約により、明示又は黙示を問わず一切の保証を否認します。これには、商品性、特定目的への適合性及び非侵害に関する黙示的保証、並びに取引過程又は取引慣行により生じる保証も含まれますが、これらに限定されません。サード・パーティ・アプリケーションは、オラクルの SSAE 16 (SOC1) / ISAE 3402 Type II Report*の範囲に属するものではありません。

*又はオラクルにより選定された確固たる業界標準についての上記に類する外部監査。

13. 責任の制限 いかなる場合であれ、いずれの当事者及び/又はそのライセンサーも、サード・パーティ・アプリケーションに起因するか若しくは何らかの態様(サード・パーティ・アプリケーションの使用又は使用不能も含みますが、これらに限定されません)で関連する逸失利益、逸失収益、補填、刑罰的、特別的、信頼利益、懲罰的、付随的、派生的若しくは間接的損害(種別、種類又は発生態様の如何を問いません。例としては、データの消失、使用機会の喪失その他の経済的利益の喪失も挙げられます)、サード・パーティ・アプリケーションを出所若しくは媒介として取得された情報、又は中断、不正確若しくは過誤のいずれについても、その原因の如何にかかわらず、いかなる者に対してであれ責任を負いません。これは、損害賠償請求を受ける側の当事者(又は当該当事者のライセンサー)が当該損害の可能性を既に認識していた場合においても、同様とします。法律上許容される最大限の範囲において、いかなる場合であれ、いずれの当事者の責任の総額も、当該責任の原因となった事由から遡るこ

と 12 か月間に当該責任を生じさせた対象サービスについて支払われたサブスクリプション料金の額を超えないものとします。上述の制限は、次の場合には適用されません。(i) §3(禁止事項)の違反、(ii) 本契約に基づき支払われるべき料金、及び(iii) お客様による本 Third Party Terms の違反に関連してオラクルに生じた損失であって、オラクルにとって不利益な権利のサード・パーティによる行使を生じさせることとなるか又はかかる権利の行使権をサード・パーティに付与することとなるもの。これには、サード・パーティとオラクルとの間の関連契約を終了させる権利も含まれます。

14. 準拠法及び管轄裁判所 本 Third Party Terms は、日本国の実体法及び手続法が適用され、両当事者は、本 Third Party Terms から生じる又は関連する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、合意します。本 Third Party Terms に対しては、統一コンピューター情報取引法は適用されません。

15. 一般条項 各当事者は、独立の契約当事者であるものとし、本 Third Party Terms において、支店若しくは代理店関係、代理関係、組合関係、社団関係、ジョイント・ベンチャー、雇用関係又はフランチャイズ関係のいずれも意図されておらず、かかる関係が生じるものでもありません。本 Third Party Terms のいずれかの部分が無効又は執行不能と判断された場合においても、本 Third Party Terms の残りの条項は、引き続き完全な効力を有するものとし、いずれの当事者も、不可抗力事由(天変地異、火災、自然災害、テロリズム、ストライキ(オラクルの従業員に関係するものを除きます)、インターネット・サービス・プロバイダーにおける障害又は遅延、暴動、戦争、戦闘行為、及び第三者の犯罪行為も含みますが、これらに限定されません)に起因する損失又は遅延の一切について責任を負わないものとします。この場合、支払日又は対象サービスの納入日は、不可抗力事由に起因する遅延の限りにおいて、延長されるものとします。お客様は、オラクルの書面による事前同意がない限り、全部又は一部にかかわらず本 Third Party Terms を譲渡することはできません。ただし、お客様は、オラクルに対し事前に通知することを条件として、オラクルの同意を要することなく合併、買収又はお客様の資産の全部若しくは実質的全部の売却に関連して本 Third Party Terms を譲渡することができるものとし、上記で許可されている場合を除く本 Third Party Terms の譲渡の試みのいずれも、無効とします。本 Third Party Terms 及びオラクルの見積/注文書は、サード・パーティ・アプリケーションに関する両当事者間における了解事項及び合意事項の全てを余すところなく記載したものであって、書面又は口頭を問わず従前又は同時になされた合意、電子メール又は了解(Oracle Subscription Services Agreement も含みます)の全てに取って代わるものであるとともに、本書に関連して購買注文書その他においてお客様により提示された別異又は追加の条件の全てに取って代わるものです。本 Third Party Terms のいずれの条項のいかなる放棄、変更又は修正も、それにより不利益を受ける側の当事者の正式な授権を受けた代表者の署名のある書面による場合に限り、効力を有するものとし、本 Third Party Terms は、英語又は日本語で記載されています。お客様は、お客様の国の法律に基づき有することのある権利であって本 Third Party Terms を当該国の言語で記載させることができる一切のものを、放棄します。